

## 進めよう!男女共同参画社会

### ～南島原市男女共同参画に関するアンケート調査～

男女共同参画とは、性別にとらわれず、互いを尊重し、思いやり、ともに責任を担い、だれもが自分らしく生きられる社会、そして男女が職場・地域・家庭等のあらゆる分野において参加する機会が確保される社会をいいます。

南島原市においても男女共同参画社会の実現に向けて、平成18年10月4日に「南島原市男女共同参画推進懇話会」を設置し、10月に学習会、11月・12月に意見交換等を順次行っているところです。

そこで、南島原市の男女共同参画計画に向けて、市民の意識や実態を調査し、今後の方向性・施策の方向の参考にすることを目的に「**南島原市男女共同参画に関するアンケート調査**」を実施いたします。調査概要・調査項目は下記のとおりとなっておりますので、ご協力をお願いいたします。

#### ●調査概要

- 調査対象者：南島原市に在住の20歳以上の男女4,500名を無作為抽出
- 発送・回収方法：郵送にて発送・回収
- 調査方法：質問紙による自己記入方式
- 調査期間：平成19年2月～3月

#### ●調査項目

- 問 1：男女共同参画社会の認識度
  - 問 2：性別・年齢・婚姻状況・職業・家族構成
  - 問 3～問 5：家庭・職場・学校・政治・地域社会の分野における男女平等感
  - 問 6～問 8：職業・政治・子育て・教育・介護に対する考え方
  - 問 9～問 14：家庭での家事・育児・介護のかかわり方の実態
  - 問 15：関連用語の認知度
- ※南島原市の男女共同参画社会づくりについてのご意見・ご要望



お問い合わせ 市民生活部 市民課 人権推進班 TEL050-3381-5040

## 学校給食臨時調理員の募集について

### 南島原市西有家町学校給食公社では臨時調理員を募集いたします

- |       |                                                            |       |                                       |
|-------|------------------------------------------------------------|-------|---------------------------------------|
| ●受付期間 | 2月20日(火)～3月5日(月)                                           | ●勤務時間 | 午前8時～午後4時45分                          |
| ●申込方法 | 市販の履歴書に記入し、下記まで提出してください。(3月5日(月)必着)<br>※郵送、持参のどちらでもかまいません。 |       | (月～金までの平日) ※原則として、春・夏・冬休みなどの勤務はありません。 |
| ●職務内容 | 給食調理その他全般                                                  | ●募集人員 | 1名                                    |
| ●契約期間 | 平成19年4月1日～平成20年3月31日                                       | ●受験資格 | 40歳までの調理経験者で、普通免許をお持ちの人。              |
| ●賃金   | 日額5,700円(その他公社規程による)                                       | ●試験   | 個別面接を行います。                            |
|       |                                                            | ●その他  | 社会保険有                                 |

お問い合わせ・お申し込み 〒859-2212 南島原市西有家町須川55番地  
西有家町学校給食共同調理場 TEL0957-82-1058

## 知ってて安心 国民年金の請求手続き

すべての年金は、受けられる資格があっても自分で手続きしないと受けられません。  
年金の請求手続きを裁定請求といいます。次の年金は市の年金担当窓口で手続きできます。

#### 老後の備え

#### 老 齢 基 礎 年 金

国民年金保険料を納めた期間(保険料免除期間等を含む)が原則として25年以上ある人が原則65歳になってから受けられます。  
希望により、60歳から65歳になる前に繰上げて減額された年金を受けることや66歳以降70歳までの間で繰下げて増額された年金を受けることもできます。

- 手続きできる人は  
国民年金に加入した期間が第1号被保険者のみの人
  - 年金額(平成18年度の額)  
792,100円(満額)
- ※40年間保険料を納めた場合

#### 病気やけがで障害が残ったら

#### 障 害 基 礎 年 金

国民年金加入中(または老齢基礎年金を受給していない60歳以上65歳未満で国内在住中)や20歳前の病気やけがによって、障害等級表(1級、2級)※に定める障害の状態になった人が受けられます。  
※身体障害者手帳等の等級とは基準が違います。

- 手続きできる人は  
第1号被保険者期間等に初診日(病気やけがで初めて医師の診療を受けた日)がある人
  - 年金額(平成18年度の額)  
1級障害・・・990,100円  
2級障害・・・792,100円
- ※18歳に達する年度末になるまでの子、20歳未満の障害のある子がいる場合は加算があります

#### もしも家の働き手に先立たれたら

#### 遺 族 基 礎 年 金

国民年金加入中の人や老齢基礎年金を受給資格(原則25年)を満たした人が亡くなったとき、生計を維持されていた子のある妻または子に、子が18歳に達する年度末になるまで(1級・2級の障害の状態にある子の場合は20歳まで)支給されます。

- 手続きできる人は  
第1号被保険者期間中に死亡した人の遺族で上記の条件に該当する遺族
  - 年金額(平成18年度の額)  
子のある妻・・・1,020,000円  
子のみ・・・792,100円
- ※子が二人以上いる場合はさらに加算があります

#### 寡 婦 年 金

第1号被保険者(任意加入期間含む)期間のみで、保険料納付済期間※(保険料免除期間を含む)が25年以上ある夫が何の年金も受けずに亡くなったとき、妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。

- ※納付猶予・学生納付特例期間は含まれません。
- 手続きできる人は  
婚姻期間が10年以上ある妻
- 年金額  
夫が受けるはずであった老齢基礎年金の4分の3の額

#### 死 亡 一 時 金

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)として国民年金保険料を36月(3年)以上納めている人が、年金を受けないで亡くなったときに一時金として受けられます。

- 手続きできる人は  
亡くなった方と生計を同一にしている遺族
- 一時金の額  
国民年金保険料を納めた期間に応じて12万円～32万円

#### 未 支 給 年 金

年金は、受けている人が死亡した月分まで支払われます。亡くなった方に支払われるはずの年金が残っているときに亡くなった方と生計を同一にしている遺族が受けられます。※年金の種類によっては手続きが社会保険事務所等になる場合があります

#### 付 加 年 金

定額の国民年金保険料に付加保険料(月額400円)を上乗せして納めると次の式で計算した額が老齢基礎年金額に加算されます  
●付加年金額(年額)＝200円×付加保険料を納めた月数

### 年金が支給されるまでの流れ



偶数月(2, 4, 6, 8, 10, 12月)の15日ごろにその前2カ月分が支払われます。  
※初めて年金の支払を受ける人は、随時支払いされます。  
※支払いは偶数月の15日ですが、15日が土曜・日曜・祝日の場合は、その前日の金融機関の営業日になります。

お問い合わせ 市民生活部 市民課 保険年金班 TEL050-3381-5040 または 各総合支所・住民センター 市民課